

大学等環境安全協議会プロジェクト設置内規

平 11.11.18 制定

平 21.9.15 改正

平 21.11.12 改正

- 第1条 本協議会会員は環境保全と環境教育等に関する課題を検討するため、協議会内に大学等環境安全協議会プロジェクト（以下「プロジェクト」と呼ぶ）を組織することができる。
- 第2条 プロジェクト研究の審査及び評価等を行うため、理事会内にプロジェクト検討委員会を設置する。
- 第3条 プロジェクト検討委員会の委員は 5 名とし、理事及び評議員の中から会長が指名する。なお、委員には副会長のうち 1 名を含めるものとし、委員である副会長がプロジェクト検討委員会の委員長を務めるものとする。
- 第4条 プロジェクト検討委員会委員の任期は 2 年とし、その再任を妨げない。また、委員名は毎年発行される会員名簿にて公表するものとする。
- 第5条 会長は毎年会誌に会告を掲載し、プロジェクトを公募する。
- 第6条 プロジェクトの申請に当たっては、プロジェクト申請書（別紙様式第 1 号）に必要事項を記載し、毎年 5 月 31 日までに事務局に提出する。
- 第7条 プロジェクトの期間は原則として 3 年以内とする。
- 第8条 申請されたプロジェクト課題の審査はプロジェクト検討委員会で行い、審査の結果を理事会に報告する。理事会は、審査結果をもとに採択プロジェクトを決定する。審査結果は審査結果通知書（別紙様式第 2 号）をもって申請者に通知する。
- 第9条 プロジェクト検討委員会委員長はプロジェクトの代表者に研究遂行状況の報告を求めることができる。
- 第10条 申請者はプロジェクト終了後、実績報告書（別紙様式第 3 号）を終了年度の 3 月 31 日までに事務局宛提出する。
- 第11条 プロジェクトの成果はプロジェクト終了後 1 年以内に大学等環境安全協議会誌に掲載、もしくは投稿し、広く会員に報告するものとする。より積極的な広報が望ましいプロジェクト研究成果については、広報促進費を予算化して、広報に努めるものとする。
- 第12条 プロジェクトにより得られた特許等の知的所有権は応募者に帰属する。
- 第13条 その他必要な事項は理事会において検討する。